

外国 P E P s にかかる確認

島根銀行

弊行では、お客さまが「外国の重要な公的地位にある者等（以下、外国 P E P s という）」に該当するか否かを確認させていただきます。また、該当する場合には、お客さまへの厳格なお取引時確認を行うよう「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で求められております。

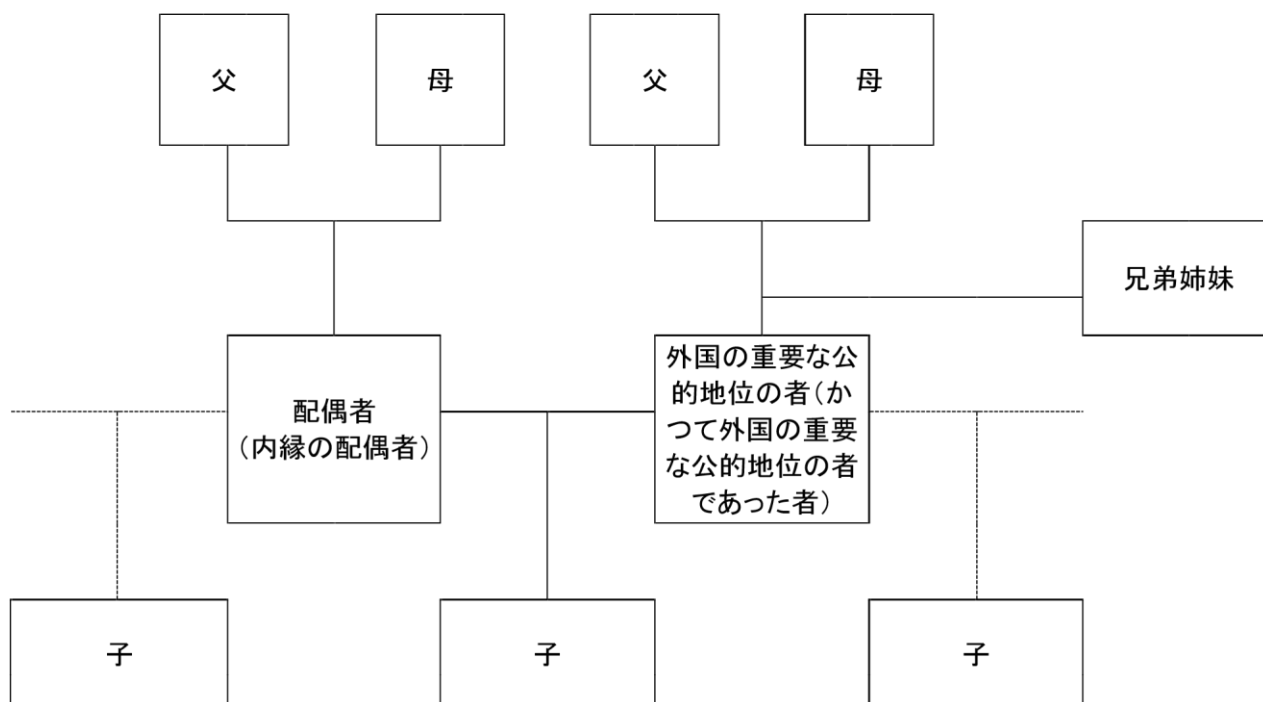
1. 以下の「外国 P E P s」に該当する方

- ☐ 国家元首
- ☐ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ☐ 我が国における衆参議院議長・副議長に相当する職
- ☐ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ☐ 我が国における特命全権大使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ☐ 我が国における統合幕僚長・副幕僚長、陸・海・空幕僚長・副幕僚長に相当する職
- ☐ 中央銀行の役員
- ☐ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 過去に左記 1 であった方

3. 左記 1、上記 2 に掲げる者の親族（配偶者（事実婚を含みます）、父母、子、兄弟姉妹、並びにこれらの者以外の配偶者の父母および子）に該当する方（上記 3 につきましては、【外国 P E P s に該当する親族の範囲】をご覧ください。）

【外国 P E P s に該当する親族の範囲】



注 1. 外国の重要な公的地位の者の祖父母や孫は外国 P E P s に該当しません。

注 2. 外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も外国 P E P s に該当し得ます。